

議長（志村 忠昭）

これをもって、平成27年度各会計決算、ならびに基金運用状況審査意見報告を終わります。

続きまして、町長報告であります。

報告は印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。

日程第4、議案第1号、多度津町税条例の一部改正について、議案第2号、多度津町国民健康保険税条例の一部改正について、提案説明の都合上、一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

税務課長、泉君。

税務課長（泉 知典）

おはようございます。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、提案説明をさせていただきます。

議案第1号及び議案第2号の2議案につきましては、関連のありますことから、一括して提案説明をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

このたびの改正は、『所得税法等の一部を改正する法律』（平成28年法律第15号）が、平成28年3月31日に公布され、同法8条により『外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律』の一部改正が行われ、『所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令』（平成28年政令第254号）が平成28年7月1日に公布されたことにより、『所得税法等の一部を改正する法律』附則第1条第5号に掲げる規定による『外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律』の一部改正、『外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令』等の一部を改正する政令及び『外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則』が平成29年1月1日から施行されることとなりました。

それに伴い、本町の税関係条例の一部につきましても、所要の改正を行うものでございます。

それでは、まず議案第1号、多度津町税条例の一部改正について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正の主な内容でございますが、租税条約の相手国等以外の外国であって相互主義を満たす外国に指定されている台湾と日本との間で、健全な投資・経済交流を促進するために、『日台民間租税取決めに規定された内容を実施するための国内法の整備』を行うことにより、台湾において、わが国の居住者等に対して日本国内と同様の権利が認められることとし、住民税においても国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずるものでございます。

その他、多度津町行政手続条例の一部改正がなされたことによる、引用部分の項ずれ等

の改正も含まれた内容のものでございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

それでは、7ページ上段をご覧ください。

第6条の2は、「多度津町行政手続条例の適用除外」に関する規定で、多度津町行政手続条例の改正に伴う条文の整備でございます。

7ページ中段から14ページをご覧ください。

附則第20条の2は、「特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」に関する規定で、特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するものです。

14ページ下段から22ページをご覧ください。

附則第20条の3は、「条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」に関する規定で、附則第20条の2を新設することに伴う条ずれと字句の改正でございます。

5ページにお戻りください。

最後に、本改正条例の附則といたしまして、施行期日と経過措置を定めるものでございます。

続きまして、議案第2号、多度津町国民健康保険税条例の一部改正について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正の主な内容でございますが、議案第1号と同様に、台湾と日本との間で『日台民間租税取決めに規定された内容を実施するための国内法の整備』を行うことにより、住民税においても国税の取扱いに準じて所要の措置を講じ、国民健康保険税の算定を行うものでございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

それでは、4ページをご覧ください。

附則第10項は、「特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例」に関する規定で、町民税で分離課税される特例適用利子等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものです。

5ページ中段をご覧ください。

附則第11項は、「特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例」に関する規定で、町民税で分離課税される特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものです。

6ページ下段をご覧下さい。

附則第12項、附則第13項及び附則第14項は、附則第10項及び附則第11項を新設することに伴う項ずれの改正でございます。

2ページにお戻りください。

最後に、本改正条例の附則といたしまして、施行期日と適用区分を定めるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第1号、多度津町税条例等の一部改正について、及び議案第2号、多度津町国民健康保険税条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。